

伊丹市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年4月
制定）

伊丹市育児支援家庭訪問事業実施要綱（平成18年10月制定）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は，家事，育児等に不安又は負担を抱える保護者及び妊産婦，ヤングケアラー等がいる世帯の養育環境を整えて虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため，訪問支援員が居宅を訪問し，当該世帯が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに，家事，育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は，次条に規定する者に対し，次に掲げる支援を実施することとする。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 洗濯
- ウ 住居等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事支援

(2) 育児支援

- ア 授乳の準備及び片付け
- イ 沐浴の補助
- ウ その他必要な育児支援

（対象者）

第3条 前条の事業を利用できる者は，市内に住所を有する者のうち次の各号いずれかに該当する者であって事業による支援が必要と市長が認めた者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者

- (2) 食事，生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等，
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等，出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦

（訪問支援員の要件）

第4条 訪問支援員は，子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年3月30日付こども家庭庁こ成環第104号別紙）に定める欠格事由のいずれにも該当しない者であって，次の各号に掲げる研修等を受講した者とする。

- (1) 事業の目的，内容及び支援の方法に関する研修
- (2) 個人情報 の適切な管理及び守秘義務に関する研修
- (3) 救急救命講習及び事故防止に関する講習

（利用時間等）

第5条 事業を利用できる時間は，1日当たり2時間までとし，利用できる日数は，1週間あたり概ね2日までとする。ただし，緊急かつやむを得ない事由がある場合は，この限りでない。

（利用の申請等）

第6条 事業を利用しようとする者は，別に定める様式により市長に申請しなければならない。

2 市長は，前項の申請を受けたときは，その内容等を審査の上，利用の可否を決定し，別に定める様式により前項の規定による申請をした者に対して通知するものとする。

（利用者負担金）

第7条 事業を利用する者は，別表に掲げる世帯の区分に応じ，同表に定める利用者負担金を市長に支払わなければならない。

（利用者負担金の減額又は免除）

第8条 市長は，災害その他やむを得ない事情により利用者負担金を納付することが困難であると認めるときは，前条の利用者負担

金の一部を減額し，又は全部を免除することができる。

（決定の取消し）

第 9 条 市長は，事業を利用する者が第 3 条に定める要件に該当しなくなったとき又は虚偽の申請その他不正の手段により事業の利用決定を受けたことが判明したときは，第 6 条第 2 項による決定の全部又は一部を取消すことができる。

（委託）

第 1 0 条 市長は，事業の全部又は一部を適当と認めたものに委託することができる。

付 則

この要綱は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

世 帯 の 区 分	利 用 者 負 担 金 の 額 (1 時 間 当 た り)
生 活 保 護 世 帯	0 円
住 民 税 非 課 税 世 帯	3 0 0 円
住 民 税 所 得 割 課 税 額 7 7 , 1 0 1 円 未 満 世 帯	6 0 0 円
そ の 他 世 帯	1 , 5 0 0 円